

改正 令和 5 年 12 月 15 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 130 条第 3 項の規定

に基づき、議会の傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 報道関係者席に入ることができる者は、議長の認める報道関係者に限る。

(傍聴人の届出)

第 3 条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に自署しなければならない。

2 報道関係者で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴人の制限)

第 4 条 傍聴人の定員は、20 人とする。傍聴人がこの定員に達したときは、議長は、以後の傍聴人の傍聴を拒絶することができる。

(傍聴の禁止)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる者

(議場入場の禁止)

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることにはできない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこ

と。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附 則 (昭和56年10月26日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月15日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。